

## 浦安市規則第21号

浦安市児童発達支援・放課後等デイサービス利用者負担額の助成  
に関する規則等の一部を改正する規則

(浦安市児童発達支援・放課後等デイサービス利用者負担額の助成に関する  
規則の一部改正)

**第1条** 浦安市児童発達支援・放課後等デイサービス利用者負担額の助成に関  
する規則(平成18年規則第55号)の一部を次のように改正する。

第2条中「又は第2号」を「から第5号まで」に改める。

(浦安市障がい者等移動支援事業の実施に関する規則の一部改正)

**第2条** 浦安市障がい者等移動支援事業の実施に関する規則(平成19年規則第  
3号)の一部を次のように改正する。

別表の注の1第2号中「若しくは第2号」を「から第5号まで」に改める。

別表の注の2第2号中「第24条第3号」を「第24条第6号(同号に掲げる  
者のうち、同号に規定する全ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童で  
ある通所給付決定保護者にのみ該当する者を除く。)」に改める。

(浦安市障害福祉サービス等に係る利用者負担額の助成に関する規則の一部  
改正)

**第3条** 浦安市障害福祉サービス等に係る利用者負担額の助成に関する規則  
(平成19年規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表障がい児の保護者(里親を除く。)の項区分の欄及び同表障がい児の  
保護者(里親に限る。)の項当該障がい児のみで世帯が構成されたと仮定し  
た場合の当該世帯が令第17条第1号から第3号まで又は児童福祉法施行令第  
24条第1号若しくは第2号に該当するとき。の目区分の欄中「若しくは第2  
号」を「から第5号まで」に改め、同項当該障がい児のみで世帯が構成され  
たと仮定した場合の当該世帯が令第17条第4号又は児童福祉法施行令第24条  
第3号に該当するとき。の目区分の欄中「第24条第3号」を「第24条第6号  
(同号に掲げる者のうち、同号に規定する全ての負担額算定基準者が無償化

対象通所児童である通所給付決定保護者にのみ該当する者を除く。）」に改める。

(浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則の一部改正)

**第4条** 浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則（平成19年規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表の注の1第2号中「若しくは第2号」を「から第5号まで」に改め、同2第2号中「第24条第3号」を「第24条第6号（同号に掲げる者のうち、同号に規定する全ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童である通所給付決定保護者にのみ該当する者を除く。）」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。